

(様式第1号)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 5 年度】

※1～6, 9:施設所管課記入, 7:指定管理者記入, 8:指定管理者及び施設所管課記入

指 定 管 理 者 名	大崎市体育協会松山支部
施 設 所 管 課	教育部 松山公民館

1. ①施設名

施設名	大崎市松山B&G海洋センター	施 設 の 住 所	大崎市松山千石字新広岡台45
		電 話 番 号	0229-55-2800

②施設名

施設名	大崎市松山体育研修センター	施 設 の 住 所	大崎市松山千石字新広岡台7
		電 話 番 号	0229-55-2800

③施設名

施設名	大崎市松山野球場	施 設 の 住 所	大崎市松山千石字新広岡台210
		電 話 番 号	0229-55-2800

④施設名

施設名	大崎市松山運動場	施 設 の 住 所	大崎市松山千石字新広岡台110
		電 話 番 号	0229-55-2800

⑤施設名

施設名	大崎市松山テニスコート	施 設 の 住 所	大崎市松山千石字新広岡台110
		電 話 番 号	0229-55-2800

⑥施設名

施設名	大崎市松山体育館	施 設 の 住 所	大崎市松山千石字松山34-1
		電 話 番 号	0229-55-2800

⑦施設名

施設名	大崎市松山相撲場	施 設 の 住 所	大崎市松山千石字松山34-2
		電 話 番 号	0229-55-2800

⑧施設名

施設名	大崎市松山スポーツ広場	施 設 の 住 所	大崎市松山金谷字金田54
		電 話 番 号	0229-55-2800

2. ①施設の概要(大崎市松山B&G海洋センター)

設 置 年 月 日	昭和61年度	設置条例等	大崎市松山B＆G海洋センター条例 大崎市松山B＆G海洋センター条例施行規則									
設 置 目 的	スポーツ振興及び普及を図り, もって市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するために設置する。											
施 設 の 内 容	アリーナ726.15㎡・トレーニングルーム(柔剣道場)456.3㎡・ミーティングルーム・プール(25m×13m)・ 幼児用プール(10m×6m)60㎡・更衣室・プール温水ボイラー											
利 用 料 金	団体貸切	アリーナ	アマチュアスポーツ利用	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1h	210円	・ 一般	420円			
				入場料を徴収する場合	高校生以下	1h	420円	・ 一般	840円			
		その他の催し利用	入場料を徴収しない場合	非営利団体	1h	840円	・ 営利団体	4,200円				
			入場料を徴収する場合	非営利団体	1h	1,680円	・ 営利団体	8,400円				
	個人利用	アリーナ	トレーニングルーム(柔剣道場)	1人1回(4h)	高校生以下	50円	・ 一般	100円				
									1人1回(4h)	高校生以下	50円	・ 一般
プール(各午前・午後・夜間)									付添者	100円	・ 幼児	100円
閉 館 日 , 開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は, その翌日)及び12月28日から翌年1月3日は休館日, それ以外は 開館日・開館時間は午前9時から午後9時											

②施設の概要(大崎市松山体育研修センター)

設 置 年 月 日	平成元年度	設置条例等	大崎市松山体育研修センター条例 大崎市松山体育研修センター条例施行規則
設 置 目 的	市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成を目的とした研修をするため、宿泊施設として設置する。		
施 設 の 内 容	宿泊室(8人×6室)136.08㎡・研修室(大)・(小)・調理室・和会議室・浴室(大)・(小)		
利 用 料 金	和会議室 1h 110円・研修室(大) 1h 220円・研修室(小) 1h 110円・調理室 1h 220円 宿泊室 1泊 高校生以下 1,500円 一般 3,000円		
閉 館 日 , 開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は、その翌日)及び12月28日から翌年1月3日は休館日、それ以外は開館日		

③施設の概要(大崎市松山野球場)

設 置 年 月 日	昭和57年度	設置条例等	大崎市体育施設条例 大崎市体育施設条例施行規則
設 置 目 的	スポーツ振興及び普及を図り、もって市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するために設置する。		
施 設 の 内 容	野球場16,263㎡・管理棟473.59㎡・観客席243.69㎡・ダックアウト2箇所・スコアボード(手動式)		
利 用 料 金	グラウンド 入場料を徴収しない場合 1h 高校生以下 640円 ・ 一般 1,280円 入場料を徴収する場合 1h 高校生以下 1,280円 ・ 一般 2,560円 管理棟 入場料を徴収しない場合 1h 高校生以下 210円 入場料を徴収する場合 1h 高校生以下 420円		
閉 館 日 , 開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日は休館日、それ以外は開館日・開館時間は午前9時から午後5時		

④施設の概要(大崎市松山運動場)

設 置 年 月 日	昭和55年度	設置条例等	大崎市体育施設条例 大崎市体育施設条例施行規則
設 置 目 的	スポーツ振興及び普及を図り、もって市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するために設置する。		
施 設 の 内 容	多目的グラウンド(芝・クレー)		
利 用 料 金	グラウンド 1h 高校生以下 320円・一般 640円		
閉 館 日 , 開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日は休館日、それ以外は開館日・開館時間は午前9時から午後5時		

⑤施設の概要(大崎市松山テニスコート)

設 置 年 月 日	昭和54年度	設置条例等	大崎市体育施設条例 大崎市体育施設条例施行規則
設 置 目 的	スポーツ振興及び普及を図り、もって市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するために設置する。		
施 設 の 内 容	テニスコート6面(人工芝)・ナイター照明4面分		
利 用 料 金	テニスコート 1面1h 高校生以下 200円・一般 400円		
閉 館 日 , 開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日は休館日、それ以外は開館日・開館時間は午前9時から午後9時		

⑥施設の概要(大崎市松山体育館)

設 置 年 月 日	昭和45年度	設置条例等	大崎市体育施設条例 大崎市体育施設条例施行規則
設 置 目 的	スポーツ振興及び普及を図り、もって市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するために設置する。		
施 設 の 内 容	アリーナ775.15㎡		
利 用 料 金	団体貸切 アリーナ アマチュアスポーツ利用 入場料を徴収しない場合 高校生以下 1h 210円 ・ 一般 420円 入場料を徴収する場合 高校生以下 1h 420円 ・ 一般 840円 その他の催し利用 入場料を徴収しない場合 非営利団体 1h 840円 ・ 営利団体 4,200円 入場料を徴収する場合 非営利団体 1h 1,680円 ・ 営利団体 8,400円 個人利用 アリーナ 1人1回(4h) 高校生以下 50円 ・ 一般 100円		
閉 館 日 , 開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日は休館日、それ以外は開館日・開館時間は午前9時から午後9時		

⑦施設の概要(大崎市松山相撲場)

設 置 年 月 日	昭和42年度	設置条例等	大崎市体育施設条例 大崎市体育施設条例施行規則
設 置 目 的	スポーツ振興及び普及を図り、もって市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するために設置する。		
施 設 の 内 容	相撲場(土俵)1面		
利 用 料 金	相撲場 1h 高校生以下 60円・一般 120円		
閉 館 日 , 開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日は休館日、それ以外は開館日・開館時間は午前9時から午後5時		

⑧施設の概要(大崎市松山スポーツ広場)

設 置 年 月 日	昭和58年度	設置条例等	大崎市体育施設条例 大崎市体育施設条例施行規則
設 置 目 的	スポーツ振興及び普及を図り、もって市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するために設置する。		
施 設 の 内 容	多目的グラウンド		
利 用 料 金	グラウンド 1h 高校生以下 110円・一般 220円		
閉 館 日 , 開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日は休館日、それ以外は開館日・開館時間は午前9時から午後5時		

3. これまでの管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
昭和 42 年度～平成 29 年度	1.直営 2.管理受託 3.指定管理 4.その他	1
平成 30 年度～令和 2 年度	1.直営 2.管理受託 3.指定管理 4.その他	2 大崎市体育協会松山支部

4. 現指定管理者の指定期間

指定期間	令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日 (5 年 0 ヶ月)
選定方法	1.公募 (応募者数: 団体) 2.非応募

5. 指定管理料

令和 5 年度(ア)	令和 4 年度(イ)	(ア) - (イ)
42,470 千円	41,819 千円	651 千円

※(ア)は当該年度、(イ)は前年度とし、それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業(業務): 1 スポーツ振興に係る各種事業の実施 (1)スポーツイベントの実施 (2)スポーツ教室事業等の実施 ①ヨガ教室 ②小学生ソフトテニス教室 ③小中学生バドミントン教室 ④SUP教室 ⑤小学生水泳教室 ⑥幼児水泳教室 ⑦かなづちっこ水泳教室 ⑧水中ウォーキング教室 ⑨大人水泳教室 ⑩水中ウォーキング教室 ⑪チャレンジ教室 ⑫ニュースポーツ教室 ⑬BG塾 ⑭ストレッチ体験会 (3)スポーツに関する情報や資料の収集及び提供 2 スポーツ行政等への協力業務 (1)施設の事前確保、優先利用に係る利用調整やスポーツ施設運営全体調整、その他市民向け広報など、スポーツ行政に対しての業務協力を行うこと。(2)「総合型地域スポーツクラブ」の育成に協力すること。(3)行政や関係団体が設置する委員会、協議会等に積極的に協力すること。(4)その他、行政が行う事業等へ協力すること。 3 利用許可、取消等に関する業務及び利用料金の徴収、減免並びに還付に関する業務 (1)利用許可に関すること。(2)利用料金等徴収に関すること。(3)利用者の遵守事項及び入館の制限等(4)目的外使用に関すること。(5)その他、適正な利用に関すること。 4 施設及び設備の維持管理に関する業務 (1)管理上の注意点(2)施設設備維持管理(3)備品管理(4)修繕(5)危機管理対応 5 事業に関すること 6 B&G財団に関すること 7 避難所開設に関すること 自主事業:
--

7. 利用実績等

(1)利用者数

(単位:人,件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 4 年度	5,033	6,708	3,407	3,855	3,296	3,549	3,902	3,064	1,156	809	1,339	2,601	38,719
令和 5 年度	3,166	4,987	3,903	6,264	5,023	4,280	5,420	5,083	2,577	2,193	2,899	5,540	51,335

主な増減要因	令和5年5月末に松山B&G海洋センター大規模改修工事が完了したことにより、海洋センター・プール・研修センターの利用が可能になったことから、利用者の大幅な増(前年比12,616人増)となった。 なお、野球場や運動場の利用者は微減(前年比5～10%の減)であるが、テニスコートや松山体育館の利用者は微増(前年比7～18%の増)となった。
--------	---

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度を記載すること。

※管理業務に係る利用者数を記載し、自主事業による人数・件数は記載しないこと。

(2)利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 4 年度	184	226	144	164	228	137	138	142	42	26	61	127	1,619
令和 5 年度	165	313	192	689	517	247	248	304	150	118	255	221	3,419

主な増減要因	令和5年5月末に松山B&G海洋センター大規模改修工事が完了したことにより、海洋センター・プール・研修センターの利用が可能になったことから、利用料金が昨年度の倍以上の増となった。特にプール・研修センターの再開による利用と野球場の市外からの利用が利用料金の増の要因となった。
--------	---

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度を記載すること。

※この収入欄には、管理業務に係る利用料金を記載し、自主事業による収入は記載しないこと。

(3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取り組み

- ・青少年の健全育成のため、バドミントン教室・ソフトテニス教室の開催、地域住民の体力向上や交流の場としてヨガ教室の開催及びニュースポーツ教室を実施した。また、スポーツイベントとしてスポーツフェスティバル、ポッチャ大会、ふれあい運動会、元旦マラソン&ウォーキング大会を実施した。
- ・インターネットでの情報発信として、Facebookを開設し、施設の利用状況やイベント情報を発信し多くの利用者に伝えることができている。
- ・スポーツピアまつやまを毎月発行し、スポーツ行事等の最新情報を掲載し、利用者に伝えている。また、大崎市松山地域生涯学習・スポーツ・健康ガイド「楽集」を作成し、各種教室の受講生を募集した。
- ・令和6年4月1日より、施設の使用料が改定になることから、3月中に海洋センター玄関入口や中の見やすいところに「施設使用料改定のお知らせ」を掲示し、周知を図った。
- ・テニスコートの支柱は、定期的な確認により高さ調整を行った。
- ・テニスコートのネットが、経年劣化により損傷があることから、計画的にネットの交換をし快適にプレイができるようにした。
- ・松山海洋センターの卓球台の折り畳み部分の金属板が曲がっている、台の足部分のアジャスターが壊れているにより、水平が取れなくなっていたため部品の交換等修理をした。
- ・松山野球場の放送設備(アンプ)が老朽化により、スイッチが入り難くかったり、配線が腐食し、断線やショートのある恐れがあるため、交換修繕を実施した。
- ・松山体育館の玄関扉が老朽化により、急激に開閉し、手を挟めたりぶつかったりする危険性があるため、フロアヒンジの交換修繕を実施した。
- ・海洋センターの器具庫の扉の開閉がスムーズにできないため、高さ等の調整を行った。
- ・海洋センタープールの扉が老朽化により開閉がスムーズにできないため、戸車の交換修繕を実施した。

(4)施設利用者の主な声やその対応状況

- ・テニスコートの照明をLEDにしてほしいという要望があり、早期に交換していただくよう教育委員会に再度要望していく。
- ・スポーツに(卓球)せまい。観客席がない。用途に合わせた施設に。という意見があり、今後の検討課題とします。
- ・館内にWi-Fi環境を全館に設置してほしいという要望があり、導入できるか、検討していく。

(5)施設の管理運営における課題

- ・ほとんどの施設が、建設時から30年以上が経過しており、老朽化が進んでいる。
- ・松山B&G海洋センターでは、電気管理業者より、「高圧機器・ケーブル・電灯トランスが設置後、30年以上経過しており、計画的な更新が必要。」と指摘があるほかプールの温水ボイラー等の老朽化がみられる。
- ・松山体育研修センターでは照明や機械設備(ボイラー)の老朽化が認められ、故障が多くなっている。
- ・テニスコートの照明器具のLED化が必要になっている。教育委員会に更新を要望している。

8. 管理運営状況

評価項目		評価基準	自己評価	所管評価
1 施設全般の管理運営に関する業務				
(1)人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	○	○	
(2)職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	◎	◎	
(3)管理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備、保管している。	◎	◎	
(4)安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	○	○	
(5)清掃・維持管理	施設、設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	◎	◎	
(6)施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	○	○	
2 利用者に関する業務				
(1)利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	○	○	
(2)利用料金	利用料金の設定、徴収、減免、還付等の手続きを適切に行っている。	◎	◎	
(3)利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取り組みを行っている。	○	◎	
3 事業の実施				
(1)指定事業	仕様書、事業計画書に基づく事業を実施している。	○	○	
(2)自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	-	-	
4 個人情報の取扱い				
(1)個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取り扱っている。	◎	◎	
5 管理運営業務の収支等				
(1)収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	○	○	
(2)効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取組みを行っている。	○	○	
(3)経理事務	専用口座、所帳簿等を備え、適切な経理事務を行っている。	◎	◎	

評価		評価の考え方
◎	(優良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○	(良好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△	(課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり, 一部の業務に改善が必要である。
×	(改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

※ 該当しない項目については, 「-」を記入してください。

9. 施設所管課の総合評価

松山B&G海洋センターの大規模改修後の施設の活用として, 各種事業や教室の増設に取り組み利用者の増加に努めたことを高く評価いたします。

また, 老朽化した施設設備を丁寧に管理し, 職員自ら修繕し最小限度の経費で適切に管理されたこと及びB&G財団本部との連携協力を密に図り, B&G財団本部より高い評価(特A評価)を得たことについても高く評価いたします。

今後も社会情勢の変化や利用者ニーズに応じ創意工夫した事業展開や利用促進に期待します。